第4節 経済の安定

本町は、災害により被災した住民が再起更生できるよう、法律、条例その他の定めるところにより、金融措置を講ずるとともに、流通機関の回復を図り、被災者の生活の安定を図るものとする。

第1 金融措置

1 町税の徴収猶予及び減免

本町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は町税条例により町税の緩和措置として、事態に応じた納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1)納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月以内の期限(特別徴収義務者については30日以内)において町税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(3)滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、 換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、町民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納税義務の免除を行う。

- 2 災害 中慰金、災害障害 見舞金の支給と災害援護資金の貸付(忠岡町災害 中慰金の支給等に関する条例)
- (1) 災害弔慰金の支給

ア 実 施 主 体 市町村(特別区を含む)が条例の定めるところにより実施する(全市町村で条例を制定済)

イ 対象災害 自然災害であって、次のいずれかに該当するもの

一の市町村(大阪市にあっては区)の区域内において住家の滅失した世帯が5世帯以上生じた災害(住家滅失世帯の算定基準は災害救助法と同じ)

都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1 以上ある場合の災害

都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道

府県が2以上ある場合の災害

- ウ 支給対象 イにより死亡した者の遺族に対して支給
- エ 弔慰金の額 ア 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ その他の者が死亡した場合 250万円

オ 費用の負担 国(1/2) 都道府県(1/4) 市町村(1/4) (まず、市町村が全額支給し、そのうち3/4を都道府県が負

担し、さらに都道府県が負担した費用の2/3を国が負担)

(2)災害障害見舞金の支給

- ア 実施主体 (1)に同じ
- イ 対象災害 (1)に同じ
- ウ 支 給 対 象 イにより精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 に対して支給

両眼が失明したもの

咀嚼及び言語の機能を廃止したもの

神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を 要するもの

胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する もの

両上肢をひじ関節以上で失ったもの

両上肢の用を全廃したもの

両下肢をひざ関節以上で失ったもの

両下肢の用を全廃したもの

精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

エ 見舞金の額 ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円

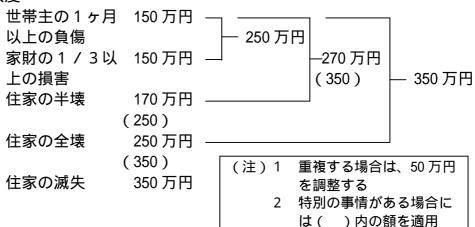
イ その他の者が障害を受けた場合 125万円

- オ 費用の負担 (1)に同じ
- カ そ の 他 災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が 支給されるが、見舞金の支給額の分だけ減額される

(3) 災害援護資金の貸付

ア 実施主体 (1)に同じ

- イ 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ウ 貸付対象 イにより負傷又は住居、家財に被害を受けた場合
- 工 貸付限度



- オ 所 得 制 限 前年の市町村民税の総所得金額が次の金額未満であること ただし、住居が滅失した場合には1,270万円未満
 - ・ 世帯人員が1人の場合 220万円(据え置き)
 - ・ 世帯人員が 2 人の場合 430 万円 (H10.6.1 改正)
 - ・ 世帯人員が3人の場合 620万円(H10.6.1改正)
 - ・世帯人員が4人の場合 730万円(H10.6.1改正)
 - ・ 世帯人員が5人以上の場合 4人を超えて1人増すごとに 30万円加算
- カ 利 率 年3%(据置期間中は無利子)
- キ 据置期間 3年(特別の事情のある場合は5年)
- ク 償 還 期 間 10年(据置期間を含む)
- ケ 償 還 方 法 年賦又は半年賦
- コ 貸付原資負担 国(2/3)、都道府県・政令指定都市(1/3)

(都道府県は、とりあえず市町村〔政令指定都市除く〕に全額貸付け、国がその2/3を都道府県・政令指定都市に貸付ける)

3 大阪府の融資計画

(1)生活福祉資金(災害援護資金)

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生のため、大阪府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、本町社会福祉協議会の協力を得て、 貸付けを行う。

- (2)災害の発生に伴い、甚大な損害を受けた中小企業者に対して、その復旧のための資金の融資を行う。
- 4 政府系金融機関
- (1)中小企業金融公庫

被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧 貸付を行う。

(2) 国民金融公庫

被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。

- ア 債務者に対して償還期間を延長する。
- イ 新たに貸し付けるときは、据置期間、償還期間を延長する。
- ウ 災害の状況により利率を引き下げる。
- (3) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を貸付ける。

- (4)農業関係融資
 - ア 天災融資資金(農協等)
 - イ 農業基盤整備資金(農林漁業金融公庫)
 - ウ 農林漁業施設資金(農林漁業金融公庫)
 - 工 自作農維持資金(農林漁業金融公庫)
 - オ 大阪府農林漁業経営安定資金(農協等)

5 被災者生活再建支援制度

(1)被災者生活再建支援金の支給

本町は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な処置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

(2)被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

- 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- 100世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた都道府県における自然災害。

5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記 ~ に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害。

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した 世帯
- ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込 まれる世帯
- ・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	3 0 0 万円	2 2 5 万円
500万円超	被災日において世帯主が45歳	1 5 0 万円	112.5万円
700万円以下の世帯	以上の世帯又は要援護世帯		
700万円超	被災日において世帯主が60歳		
800万円以下の世帯	以上の世帯又は要援護世帯		

工 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、 ~ の経費に対して支給される。

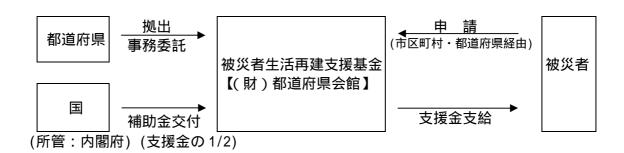
	合 計		
		~	~
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	2 2 5 万円	7 5 万円	150万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 住居の移転費又は移転のための交通費 住宅を貸借する場合の礼金 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度) 住宅の解体(除却)・撤去・整地費 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ローン保証金、その他住宅の建替等にかかる諸経費

- (注1)大規模半壊世帯は ~ のみ対象(100万円が限度)
- (注2)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住して いた市町村内に居住する世帯は、更に 、 の経費について合計金額 の範囲内で70万円を限度に支給
- (注3)他の都道府県に移転する場合は、 ~ それぞれの限度額の1/2

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出せされた基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第2 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の 復興の促進を図る。

- 1 商品の確保
- (1) 本町は、消費生活必需品をはじめ、各種商品の在庫量を把握し、不足量につ

いては、国、大阪府、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2) 各鉄道、道路管理者、港湾施設管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

本町は、生活関連物資等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報 を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

3 商店等の営業再開

市場、大型量販店及び小売店等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。